



2018年11月 第76号

産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

TEL: 03-3525-4838



木々の紅葉が美しい季節となりました。組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、各種報道にもありますように、外国人労働者の拡大を目指す、新たな在留資格の創設案が秋の臨時国会に提出されるようです。国内の人材不足解消に向けての取り組みですが、技能実習生が新在留資格（特定技能）に資格変更した場合、最大10年の在留（もしくは永住権も取得可能）との報道もあり、今後の動向に注目して参りたいと思います。

外国人労働者 在留資格2種新設(案)について

現段階で報道されている内容は以下の通りです。

- 政府は深刻な人材不足に対応する為、いままでは就労ビザの対象外であった単純労働分野での外国人労働者の受入れを視野に、入管難民法などの改正案を秋の臨時国会に提出する。
- 新設する在留資格は、知識や経験など一定の技能が必要な「特定技能1号」と、熟練技能が必要な「特定技能2号」。1号は在留期限が通算5年で家族帯同不可。2号は永住を認め、配偶者と子供の帯同が可能。
- 受入れ可能な職種は人材が不足する分野（現在14業種が候補）に限定し、人材不足が解消された場合は、受入れを停止する場合もある。
- 【特定技能】の対象として検討が見込まれる14業種
 - 1.介護
 - 2.ビルクリーニング
 - 3.農業
 - 4.漁業
 - 5.飲食料品製造業
 - 6.外食業
 - 7.素形材産業（鋳造など）
 - 8.産業機械製造業
 - 9.電子・電気機器関連産業
 - 10.建設業
 - 11.造船・船用工業
 - 12.自動車整備業
 - 13.航空業
 - 14.宿泊業

入管難民法改正案の骨子

- 一定の技能が必要な業務に就く「特定技能1号」と、熟練技能が必要な業務に就く「特定技能2号」の在留資格を新設
- 1号は在留期限が通算5年で家族帯同を認めないが、2号は事実上永住を認め、配偶者と子どもの帯同も可能
- 生産性向上や日本人労働者確保の取り組みをしても、なお人材が不足する分野で受け入れ
- 受け入れるのは即戦力で、生活に支障がない程度の日本語ができる外国人。試験などを経て、資格を取得
- 法務省入国管理局を改組し、新官庁「出入国在留管理庁」を設置

外国人労働者の受入れについては、国会での審議の内容が、新聞報道等で毎日掲載されております。（日本国内で、賛否両論あるにせよ注目度は非常に高いと感じられます。）今後も引き続き、新たな情報が有り次第お知らせいたします。

